

環境計量証明事業登録等の手引き

石川県計量検定所
2023年7月版

目次

1 事業の登録と事業の区分	1
2 登録の申請	2
3 登録の基準	2
4 登録証の交付・再交付	5
5 事業規程の作成	6
6 計量証明書	7
7 計量証明検査	8
8 変更及び廃止の届出	8
9 報告書の提出	9
10 適合命令及び登録の取り消し	9
11 登録の失効・廃止	9
12 登録簿の閲覧及び謄本の交付	9
13 申請・届出必要書類等一覧	10
14 濃度・音圧レベル及び振動加速度レベルに係る事業規程 記載例	11
15 特定濃度に係る事業規程 記載例	14
16-1 事業規程 記載例（別紙1）	17
16-2 事業規程 記載例（別紙2）	18
【様式 1】計量証明事業概要（例）	19
【様式 2】計量証明対象物質の計量方法と計量機器又は装置一覧表（例）	20
【様式 3】計量証明用設備一覧表（例）	21
【様式 4】計量証明書（濃度例）	22
【様式 5】計量証明書（音圧レベル例）	23
【様式 6】計量証明書（振動加速度レベル例）	24
【様式 7】計量証明事業登録申請書	25
【様式 8】誓約書	26
【様式 9】事業所内の図面	27
【様式 10】登録証再交付申請書	28
【様式 11】事業規程届出書	29
【様式 12】事業規程変更届出書	30
【様式 13】登録申請書記載事項変更届	31
【様式 14】事業譲渡証明書	32
【様式 15】事業承継証明書	33
【様式 16】相続証明書	34
【様式 17】事業承継同意証明書	35
【様式 18】事業廃止届	36
【様式 19】計量証明事業者報告書	37
【様式 20】登録簿謄本交付（閲覧）請求書	38
【参考様式 1】計量証明用設備管理区分表（例）	39
【参考様式 2】設備管理台帳（例）	40
【参考様式 3】設備使用始業点検記録簿（例）	41
【参考様式 4】設備始業点検基準（例）	42
【参考様式 5】設備定期点検基準（例）	43
【参考様式 6】設備定期点検結果表（観測紙）（例）	44
【参考様式 7】標準物質管理基準（例）	45
【参考様式 8】標準物質使用記録簿（例）	46
【参考様式 9】○○○○年度 教育・訓練計画（例）	47
【参考様式 10】講習会参加・会議等記録報告書（例）	48
使用料（手数料）納入票	49

環境計量証明事業登録等の手引き

1 事業の登録と事業の区分

環境計量証明の事業を行う場合は事業の区分（濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）に従い、その事業所ごとに事業所の所在地を管轄する都道府県知事に必要事項を記載した申請書を提出し、計量証明事業の登録を受けなければなりません。

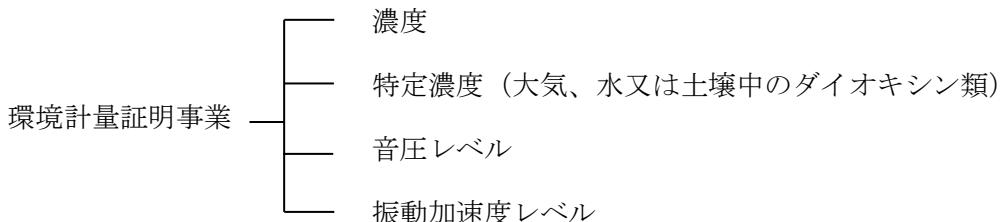
〈新規登録時の事務手続き概要〉

※特定濃度の場合、予め認定手続きが必要

(事業者) (特定計量証明認可機関：NITE)
認定の申請 → 書類審査 → 現地調査 → 認定通知

(事業者) (検定所) (検定所) (検定所) (事業者)
登録の申請 → 書類審査 → 現地調査 → 登録証交付 → 事業規程届出書、事業規程、

〈事業の区分〉



但し次に掲げるものは該当しません。

- ①大気 : 建築物内の空気
- ②水 : 飲料水、温泉
- ③水・土壤 : 肥料、鉱物及び重油の各単体並びに土壤と一体化している産業廃棄物
- ④濃度 : 風速(速さ)、温度、濁度、透明度、電気伝導率、色度、臭気、石綿濃度
大腸菌群数

※ 上記の計量証明の事業を行う場合であっても、下記イ～ニに示す法律の規定に基づき、その業務を行うについての認可、登録、指定を受けた者が、その業務として計量証明の事業を行うときは計量証明事業の登録の必要はありません。

- イ 労働災害防止団体法第19条（特別民間法人中央労働災害防止協会）
- ロ 下水道事業センター法の一部を改正する法律による改正前の下水道事業センター法第10条第1項（地方共同法人日本下水道事業団）
- ハ 作業環境測定法第33条（作業環境測定機関）
- ニ 処理槽法第57条（指定検査機関）

2 登録の申請

計量証明事業の登録申請を行う場合は、事業所ごとに下記の書類を計量検定所に提出して下さい。

①登録申請書(様式7)（事業の区分ごと）	: 1部
②登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から3ヶ月以内のもの）	: 1部
③計量証明事業の欠格事由に該当していない旨の誓約書(様式8)	: 1部
④計量証明事業の概要(様式1)	: 1部
⑤環境計量士登録証の写し及び雇用関係を証明する書類	: 1部
⑥計量証明に使用する特定計量器の検定済証(又は基準適合検査済証)の写し	: 1部／計量器
⑦計量証明用機器一覧表(様式3、写真添付)	: 1部
⑧計量証明用機器の性能が把握出来る資料(カタログ等)	: 1部／計量器
⑨計量証明対象物質の計量方法と計量機器又は装置一覧表(様式2)	: 1部
⑩計量証明用設備の設置(保管)場所及び分析室等の図面 (様式自由、様式9への貼付も可)	: 1部
⑪手数料納入票(石川県証紙貼付)	: 53,800円／事業区分毎申請手数料
⑫特定計量証明事業の場合、認定機関による認定証の写し	: 1部
⑬事業規程届出書	: 1部
⑭事業規程及び事業規程細則	: 1部
⑮計量証明書の様式	: 1部

3 登録の基準

計量証明事業者として登録する場合は、次の基準を満たしていかなければなりません。

(1) 計量証明に使用する設備(特定計量器その他の器具、機械又は装置)が、事業の区分に応じて表1～3の基準に適合していること。

※ 設備については、使用する特定計量器が検定対象であるときは、検定証印が付されていることが必要です。また、原則として登録申請時に事業者自らが所有し、現存しなければなりません。ただし、共用、賃借等であっても、その保管、検査及び整備等について責任を果たせる状態にあると認められる場合は差し支えありません。

※ 表に記載の「対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質」について

例 COD Mn の試験に用いる水 = A4 又は同等の質の水 (JIS K 0557)

計量方法が JIS の場合は、A4 規格以上の純水製造装置が必要。

表 1

事業区分	必 要 な 設 備	最 低 数 量	計量士
濃度 大気中の物質の濃度に係る事業	①対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質（分析装置は表2-1参照） ②非自動はかり（目量又は感量が1mg以下のもの。但し排ガスの分析を行う場合は更に、秤量100g以上のもの） ③イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ④事業所で分析を行う場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑤事業所で分析を行う場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼しない場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑥温度計（計量範囲0°C以下～40°C以上で目量2°C以下のもの。但し排ガスの分析を行う場合は、計量範囲0°C以下～500°C以上で、目量2°C以下のもの） ⑦ガスマーティー（使用最大流量300L/hまでの範囲の流量を計測出来るもの） ⑧排ガスの分析を行う場合、圧力計（U字型マノメーター、傾斜型マノメーター若しくはその他の差圧計） ⑨排ガスの分析を行う場合、流速計（ピトー管式又は熱線式） ⑩吸引装置（気体を吸引できるものに限る）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	環境計量士 (濃度関係)
	①対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質（分析装置は表2-2参照） ②質量を測定する分析を行う場合、非自動はかり（目量又は感量が1mg以下のもの） ③純水を使用する場合、イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ④事業所で分析を行う場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑤事業所で分析を行う場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼しない場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑥水素イオン濃度を測定する場合、ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ⑦水素イオン濃度を測定する場合、ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1 1 1 1 1 1	
	①対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質（分析装置は表2-1参照） ②非自動はかり（目量又は感量が1mg以下のもの。但し排ガスの分析を行う場合は更に、秤量100g以上のもの） ③イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ④対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑤有害物質の処理を処理業者に依頼しない場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑥温度計（測定範囲0～500°Cより広く、目量2°C以下） ⑦ガスマーティー（使用最大流量300L/hまでの範囲の流量を計測出来るもの） ⑧排ガスの分析を行う場合、圧力計（U字型マノメーター、傾斜型マノメーター若しくはその他の差圧計） ⑨排ガスの分析を行う場合、流速計（ピトー管式又は熱線式） ⑩吸引装置（気体を吸引できるものに限る）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	環境計量士 (濃度関係) であって、対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事している者又はこれと同等以上の経験を有していると経済産業大臣が認めた者
	①対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質（分析装置は表2-2参照） ②非自動はかり（目量又は感量が1mg以下のもの） ③イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ④対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑤有害物質の処理を処理業者に依頼しない場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの）	1 1 1 1 1	
特定濃度 大気中のダイオキシン類の 濃度に係る事業	①対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質（分析装置は表2-1参照） ②非自動はかり（目量又は感量が1mg以下のもの。但し排ガスの分析を行う場合は更に、秤量100g以上のもの） ③イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ④対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑤有害物質の処理を処理業者に依頼しない場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑥温度計（測定範囲0～500°Cより広く、目量2°C以下） ⑦ガスマーティー（使用最大流量300L/hまでの範囲の流量を計測出来るもの） ⑧排ガスの分析を行う場合、圧力計（U字型マノメーター、傾斜型マノメーター若しくはその他の差圧計） ⑨排ガスの分析を行う場合、流速計（ピトー管式又は熱線式） ⑩吸引装置（気体を吸引できるものに限る）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	①対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質（分析装置は表2-2参照） ②非自動はかり（目量又は感量が1mg以下のもの） ③イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ④対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの） ⑤有害物質の処理を処理業者に依頼しない場合、対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出防止に対応出来るもの）	1 1 1 1 1	

表 2-1

濃度 ・ 特定 濃度 の 大 気	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置の例	
	1. 原子吸光分析装置	14. 定電位電解分析計
	2. 吸光度分析装置	15. 一酸化炭素濃度計
	3. 水銀分析装置	16. 二酸化硫黄自動計測器
	4. 蛍光光度計	17. 一酸化炭素自動計測器
	5. ガスクロマトグラフ	18. 浮遊粒子状物質自動計測器
	6. ガスクロマトグラフ質量分析装置	19. オキシダント自動計測器
	7. 高速液体クロマトグラフ	20. 窒素酸化物自動計測器
	8. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置	21. 炭化水素自動計測器
	9. 誘導結合プラズマ質量分析装置	22. 酸素自動計測器
	10. ポーラログラフ装置	23. 塩素連続分析装置
	11. イオンクロマトグラフ	24. オルザット式分析装置
	12. イオン濃度計（電極式）	
	13. ホルムアルデヒド自動計測器	
必要と思われる設備の例		
1. 乾燥器（恒量用）		6. オゾン発生器
2. 恒温水槽		7. 振とう器
3. ハイボリュームエーサンプラー		8. 電気炉
4. ローボリュームエーサンプラー		9. 自動滴定装置
5. 濃縮装置（悪臭用）		10. 灰化装置

表 2-2

濃度 ・ 特定 濃度 の 水 又 は 土 壌	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置の例	
	1. ガラス製温度計	14. イオンクロマトグラフ
	2. 電気式温度計（熱電対・抵抗式）	15. イオン濃度計（電極式）
	3. 原子吸光分析装置	16. 全窒素自動分析装置
	4. 水銀分析装置	17. 溶存酸素自動計測器
	5. ガスクロマトグラフ	18. 吸光度分析装置
	6. ガスクロマトグラフ質量分析装置	19. 萤光光度計
	7. 高速液体クロマトグラフ	20. パージ&トラップ濃縮装置
	8. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置	21. ヘッドスペース濃縮装置
	9. 誘導結合プラズマ質量分析装置	22. 化学的酸素消費量（COD）自動計測器
	10. 溶存酸素計（DOメーター）	23. pH自動計測器
	11. ポーラログラフ装置	24. 有機体炭素計（TOC計）
	12. 油分濃度計	25. 油分濃度自動計測器
	13. 比色管	26. 濁度自動計測器
必要と思われる設備の例		
1. 乾燥器		6. ふらん器（インキュベーター）
2. 恒温水槽		7. 振とう器
3. 遠心分離器		8. 灰化装置
4. 電気炉		9. 自動滴定装置
5. 濃縮装置		

表3

事業区分	必 要 な 設 備	最 低 数 量	計量士
音 圧 レ ベ ル	<p>①騒音計（うち1台は、精密騒音計に限る）</p> <p>②三脚及び防風スクリーン</p> <p>③音圧レベル校正器（日本産業規格C1515（2004）に規定するクラス1のもの 但し、従前の「発生する周波数が250Hz以上であって、0.5dB以上の精度で校正出来るもの」は2032年10月31日迄使用出来る）</p> <p>④レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（31.5～8000Hzまでの周波数範囲において記録できるレベル範囲が50dB以上のものに限る）</p> <p>⑤周波数分析を行う場合、オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（31.5～8000Hzまでの範囲の周波数を分析出来るものに限る）</p> <p>⑥周波数分析を行う場合、1／3オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（20～12500Hzまでの範囲の周波数を分析出来るものに限る）</p> <p>⑦データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（50～8000Hzまでの周波数範囲において50dB以上のレベル範囲で、±1dB以内の偏差で記録出来るものに限る）</p>	4 3 1 1 1 1 1 1	環境計量士 (騒音・振動 関係)
振 動 加 速 度 レ ベ ル	<p>①振動レベル計</p> <p>②レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（1～80Hzまでの周波数範囲において記録できるレベル範囲が50dB以上のものに限る）</p> <p>③周波数分析を行う場合、1／3オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（1～80Hzまでの範囲の周波数を分析出来るものに限る）</p> <p>④データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（1～80Hzまでの周波数範囲において45dB以上のレベル範囲で、±1dB以内の偏差で記録出来るものに限る）</p>	3 1 1 1 1	

（2）事業の区分に応じた計量士を1名以上計量管理者として配置し、以下の計量管理を実施すること。

①計量器の整備、②計量の正確の保持、③計量方法の改善、④その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること。

※ 環境計量士の兼務は、原則として認めません。ただし、事業所が近接している等の条件が整っており、兼務しても計量証明設備の保管、検査及び整備、計量証明の正確の保持、計量の方法の改善、その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任を果たすことが出来ると認められる場合には、例外的に兼務しても差し支えないものとします。

4 登録証の交付・再交付

申請者が登録の基準を満たしている場合には、計量証明事業者として登録され、登録証が交付されます。登録証は事業所内の見やすい場所に掲示し、大切に保管して下さい。

また、登録証の汚損・紛失又は名称変更等が生じた場合は、登録証再交付申請書(様式10)、現在の登録証（又は登録証紛失理由書）、手数料納入票（所定の石川県証紙を貼付したもの）を添付して再交付手続を受けなければなりません。

5 事業規程の作成

(1) 計量証明事業者は登録を受けた後、遅滞なく登録証を交付された事業所ごとに事業の実施の方法に関する事業規程を作成し、事業規程届出書(様式11)により計量検定所に提出して下さい。また、提出した事業規程を変更した場合は、事業規程変更届出書(様式12)により変更後の事業規程を提出して下さい。作成については「14 事業規程記載例」を参考にして下さい。

ア. 提出期限

事業規程届出は業務開始以前、変更届出は1ヵ月以内が原則です。

イ. 作成区分及び名称

- ① 事業所ごとに一の事業規程を作成します。
- ② 名称は、「濃度（大気・水又は土壤）、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明事業規程」、「質量の計量証明事業規程」のように登録を受けている事業区分をすべて明記します。

(2) 事業規程には、下記の事項を明記して下さい。

ア. 計量証明の対象となる分野に関する事項

- ① 計量証明事業の対象となる分野の物象の状態の量。
- ② 濃度については、別途細則に物質名とその分析方法及び分析機器等。

イ. 計量証明を実施する組織に関する事項

- ① 組織：部、課、係等のあるものはその名称及び関係を図示。
- ② 計量士：計量士の区分及び氏名。
- ③ 分掌：図示された組織の分担する業務を列挙し、計量士の職務及び責任を明示。

ウ. 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項

- ① 対象物質ごとの計量の方法を細則に定める旨記載可。
- ② 対象物質ごとに関係法令、日本工業規格等国の定める方法とし、その方法を記載した細則を常に備えておくものとする旨並びにこれらの定めの無い場合にあっては、計量士が予め定めた適切な方法とする旨及びその方法を記載した細則に定め保存しておく旨記載。

エ. 計量証明用設備の保管、検査及び整備の方法に関する事項

- ① 表形式で設備の名称、数量、性能又は仕様、品番を記載。
- ② 細則で名称、製造事業者名、型式名、取得年月日、検査年月日及び検査者名等履歴を備えた設備管理台帳を備え管理を行う旨記載。
- ③ 性能保持のため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他影響の少ない場所に保管する旨記載。
- ④ 使用に支障が無いよう常に整備を行い、定期的検査を行う旨を記載。

濃度計は施行規則第3条で定める方法による調整を行い使用するものとし、その標準物質が法第143条で登録された登録事業者から供給される場合、これを使用する旨記載。

オ. 計量証明書の発行に関する事項（計量証明書に標章を付す場合はその取り扱いに関する事項を含む）

計量証明は、計量証明書を発行することにより行うものとし、次の事項を記載し、かつ発行事業者及び計量士が押印する旨記載します。

計量証明書記載事項

- ① 計量証明書である旨の表記、② 発行番号及び発行年月日、③ 計量証明事業者の氏名又は名称、住所(登録事業所の本社)、④ 事業所の所在地及び登録番号(登録を受けた事業所)、⑤ 計量管理を行った者の氏名(登録番号も記載することが望ましい)、⑥ 交付先又は依頼者名、⑦ 計量の対象、⑧ 計量の方法、⑨ 計量の結果、⑩ 工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地、⑪ その他必要な事項

なお、依頼者等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び発行事業者の押印に代わって、発行事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けている計量管理者の電子署名を付与する旨記載します。

また、計量証明書を電子文書で発行する場合は、別途細則に電子文書の発行に必要な事項（改ざん防止対策、情報セキュリティ対策も含む）を定める旨記載します。

カ. 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項

- ① 計量結果については、途中経過を含むすべてを記録しておくものとし、保存期間は1年以上とする旨記載。
- ② 計量証明書の発行にあたっては写しを取り、5年以上保存する旨記載。
- ③ 電子媒体を用いて計量証明書の発行及び保存並びに計量の結果の記録及び保存を行う場合は、別途細則に記録保存に関する管理規定（改ざん防止対策、情報セキュリティ対策、バックアップ事項等）を定める旨記載。

キ. 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取り扱いに関する事項

ク. その他計量管理に必要な事項

- ① 計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき、適正な計量証明を実施するものとし、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為を一切行わない旨記載する。
- ② ①の目的を達成するため、計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進に努める旨記載する。
- ③ 当該事業者は事業を担当する技術者の経歴及び教育研修記録を記載した書面を別途保管しておく旨記載する。
- ④ 当該事業者は技術の維持向上を図るため積極的に共同実験等に参加する旨記載する。
- ⑤ 当該事業者は外部から依頼された内容につき厳に機密を保持する旨記載する。
- ⑥ その他計量証明の事業に関し必要な事項を別途細則に定める旨記載すること。

（3）事業規程を補う細則等

事業規程は基本的事項を定めるものですが、これを補うものとして別に細則等を事業者の規模、組織、システム等を勘案して整えるものとします。

細則は、次に示す例のとおり個々に定めるか、必要な事項をまとめて一つの細則の中に規定することもできます。

細則の例

- ① 組織・業務分担に関する細則
- ② 計量対象物質名に関する細則
- ③ 計量の方法に関する細則
- ④ 計量証明用設備等の管理に関する細則
- ⑤ 試薬等管理に関する細則
- ⑥ 試料採取・現地測定に関する細則
- ⑦ 計量の実施に関する細則
- ⑧ 数値管理に関する細則
- ⑨ 計量証明書及び発行に関する細則
- ⑩ 電子文書の発行に関する細則
- ⑪ その他（施設等の管理、公害防止、安全・衛生、教育・訓練、会議、内部監査、業務の外部委託等）

6 計量証明書

計量証明書を発行するときには、次の事項を必ず記載し、発行事業者及び計量管理者が押印して下さい。また、計量証明書には下記に示す標章を付すことができます。この

標章は、登録を受けた計量証明事業者が発行した計量証明書であることを示すものですから、計量証明書以外のものに使用することはできません。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称、住所(登録事業所の本社)
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号(登録を受けた事業所)
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名(登録番号の付記が望ましい)
- (6) 依頼者名又は交付先名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量の方法
- (9) 計量の結果
- (10) 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- (11) その他必要な事項(試料の由来等)

〈 標 章 〉



7 計量証明検査

計量器は使用している間に精度や性能が低下してきますので、計量証明に使用する計量器は適正な計量を実施するために、それぞれの計量器の種類ごとに定められた期間^{*1}ごとに「計量証明検査」と呼ばれる計量器の検査を受けることが義務づけられています。ただし、次の場合は検査を受ける必要はありません。

- (1) 計量法で定める検定・検査に合格した表示年月の翌月1日から起算して、計量器の種類ごとに定められた期間^{*2}を経過していない計量器
- (2) 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者が指定された事業所で使用する計量器。

なお、石川県においては、計量証明検査を受けるべき期間ごとに検定を受検することで、計量証明検査に代えることができるものとしています。

環境計量証明に係る計量証明検査の対象となる特定計量器

特定計量器の種類	計量証明検査を受けるべき期間(※1)	計量証明検査を受けることを要しない期間(※2)
騒音計	3年	6ヶ月
振動レベル計	3年	6ヶ月
濃度計(ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く)	3年	6ヶ月

8 変更及び廃止の届出

計量証明事業者は登録申請書の内容に変更があった場合は、登録申請書記載事項変更届(様式13)に必要書類(「13 申請・届出必要書類等一覧」を参照)を添付し、必ず計量

検定所へ届出を行って下さい。

なお、計量証明事業登録証に記載された内容に変更があった場合は、登録証の訂正手続が必要となりますので必要書類とともに手数料納入票（所定の石川県証紙を貼付したもの）を添えて届出を行って下さい。

また、事業を廃止する場合は事業廃止届(様式18)を計量検定所へ届け出て下さい。

9 報告書の提出

計量証明事業者は前年4月1日から、その年の3月末日までの計量証明件数を記載した計量証明事業者報告書(様式19)を毎年4月末日までに計量検定所へ提出して下さい。

年度の途中から事業を開始した場合には、開始した日から3月末日までの件数を報告し、年度の途中で事業を廃止した場合には4月1日から廃止した日までの件数を報告します。

※証明件数が無い場合でも、その旨を報告して下さい。

10 適合命令及び登録の取り消し

都道府県知事は、計量証明事業者が登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その事業者に対し、基準に適合するために必要な措置をとることを命じることができます。また、次に該当するときは、登録を取り消し、または1年以内の期間を定めて事業の停止を命ずことがあります。

- (1) 氏名又は名称及び住所など登録申請の事項に変更が生じたにもかかわらず、届出しないとき。
- (2) 計量証明事業に使用する特定計量器が、知事の行なう検査を受けないとき。
- (3) 計量法又は計量法に基づく命令に違反したとき。
- (4) 事業規程を変更すべき命令に違反したとき。
- (5) 適合命令に違反したとき。
- (6) 届け出た事業規程を実施していないと認めるとき。
- (7) 不正の手段により計量証明事業の登録を受けたとき。

11 登録の失効・廃止

登録は次の場合には効力を失います。

- (1) 計量証明事業を廃止したとき。
- (2) 登録を受けた知事の管轄区域外に事業所を移転したとき。

※ 計量証明事業者は、登録の失効・取り消しになったときは、遅滞なく知事に登録証を返納しなければなりません。（施行規則第47条）

12 登録簿の閲覧及び謄本の交付

計量検定所で登録された計量証明事業者の登録簿の閲覧及び謄本の交付を請求することができます。登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求するときは、登記簿謄本交付（閲覧）請求書(様式20)に、手数料納入票（所定の石川県証紙を貼付したもの）を添えて提出してください。

13 申請・届出必要書類等一覧

※登記事項証明書・住民票等は、交付の日から3ヶ月以内のものであること

		提出書類等				
		個人・法人共通		個人	法人	手数料※
登録		登録申請書、誓約書、計量士登録証写、事業所平面図、事業規程届出書、事業規程、計量証明書の様式		住民票	登記事項証明書(登記簿謄本)	要 53,800円
登録証の再交付	登録証汚損	登録証再交付申請書、汚損の登録証	—	—	—	要 1,750円
	登録証紛失	登録証再交付申請書、登録証紛失理由書	—	—	—	—
登録申請書記載事項の変更	住所変更	移転 住所表示又は地番変更	登録申請書記載事項変更届、登録証 登録申請書記載事項変更届、登録証	住民票 証明書	登記事項証明書(登記簿抄本) 登記事項証明書(登記簿謄本)	要 1,750円 不要
	氏名名称変更	事業譲渡合併・分割	登録申請書記載事項変更届、登録証、誓約書、事業規程変更届出書、事業規程 事業譲渡証明書又は事業承継証明書	住民票	登記事項証明書(登記簿謄本)	—
		名称変更	登録申請書記載事項変更届、登録証、事業規程変更届出書、事業規程	住民票	登記事項証明書(登記簿謄本)	—
		相続	登録申請書記載事項変更届、登録証、誓約書、相続証明書(相続人1人)又は事業承継同意証明書(2人以上の相続人)、事業規程変更届出書、事業規程	戸籍謄本	—	要 1,750円
	事業所所在地変更		登録申請書記載事項変更届、登録証	—	—	—
	代表者変更		登録申請書記載事項変更届、誓約書	住民票	登記事項証明書(登記簿謄本)	—
	環境計量士の変更		登録申請書記載事項変更届、計量士登録証写、事業規程変更届出書、事業規程	—	—	—
	計量証明用機器の変更		登録申請書記載事項変更届 事業規程変更届出書、事業規程 機器の性能が把握出来る資料(カタログ等)	—	—	—
	事業廃止		事業廃止届、登録証	—	—	—
	登録簿謄本の交付及び閲覧		登録簿謄本交付(閲覧)請求書	—	—	要 交付 760円 閲覧 370円

※手数料は石川県証紙により納付して下さい。

販売場所等は県ホームページ <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/syoushi.html>をご参照下さい。

14 濃度・音圧レベル及び振動加速度レベルに係る事業規程 記載例

濃度・音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業規程

○○○○年○○月○○日制定
××××年××月××日改訂

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、○○社○○事業所（以下「当事業所」という。）が、濃度（特定濃度を除く。以下同じ）、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、次のとおりとし、物質名等は別途細則で定める。

- (1) 大気中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るもの）
- (2) 水又は土壤中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るもの）
- (3) 音圧レベル
- (4) 振動加速度レベル

第2章 組織

(計量証明を実施する組織)

第3条 計量証明を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

- 1 組織図（別紙1－1のとおり）
- 2 責任者は、事業所の長（注：役職名のみを記載）とし、計量証明の事業を統括する。
- 3 計量管理者
 - ア 計量管理者の氏名、資格区分、登録番号
氏名○○○○○ 環境計量士（濃度関係）、登録番号△△△△
氏名○○○○○ 環境計量士（騒音・振動関係）、登録番号△△△△
 - イ 計量管理者の職務
計量管理者は、当事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置及び標準物質（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量の正確の保持、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

- (1) 計量証明用設備であつて、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。
- (2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。
- 2 計量証明用設備の名称、性能、仕様及び数量は別紙2のとおりとする。
- 3 別紙2に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(設置及び保管)

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他の影響の少ない場所に設置、保管するものとし、必要な事項について細則で定めるものとする。

(検査及び整備)

第6条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合にはこれを使用する。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、対象物質ごとに関係法令、日本産業規格等、国が定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えておくものとする。

2 前項の定めがないもの又は前項の方法で測定できないものにあっては、計量管理者が予め定めた適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

第8条 計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であって、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること（以下「外注等」という。）が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合、計量管理者は外注等を行なわせる者の適格性について確認することとし、その選定方法、実施能力の確認方法及び確認体制については別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、事業者及び計量管理者が押印する。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の名称、所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量の方法
- (9) 計量の結果

- (10) 当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行わせた場合にあっては、次に掲げる事項
- ア 当該工程の具体的な内容
 - イ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- (11) その他必要な事項（試料の由来等）
- 2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場合は次のとおりとする。
- (1) 標章を付す場所は○○の位置（または別紙で示す場所）とする。
 - (2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める。
- ※事項の例：一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

（計量の記録及び保存期間）

第11条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。
なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

（計量証明書の保存）

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年以上とする。
なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第8章 社会的責任

（社会的責任の保持）

第13条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

（その他）

第14条 その他、特定計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

（注）第10条第1項ただし書き、第11条なお書き及び第12条なお書きは、該当する場合に記載する。

附 則

- 1 ○○○○年○○月○○日制定 ⇒ 届出書の提出日を記載
2 年 月 日改定
3 年 月 日改定

15 特定濃度に係る事業規程 記載例

特定濃度に係る計量証明事業規程

○○○○年○○月○○日制定
××××年××月××日改訂

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、○○社○○事業所（以下「当事業所」という。）が、特定濃度に係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって特定計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(特定計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は次のとおりとする。

- (1) 大気中のダイオキシン類の濃度
- (2) 水又は土壤中のダイオキシン類の濃度

第2章 組織

(特定計量証明を実施する組織)

第3条 計量証明を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

- 1 組織図 (別紙1-2のとおり)
- 2 統括管理者（事業所の長）は、特定計量証明の事業を統括する。
- 3 計量管理者
 - ア 計量管理者の氏名、資格区分、登録番号
氏名○○○○○ 環境計量士（濃度関係）、登録番号△△△△
 - イ 計量管理者の職務
計量管理者は、当事業所において行う特定計量証明事業全般にわたり、特定計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置及び標準物質（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量の正確の保持、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。
- 4 品質管理者
品質管理者は、○○○○○とし、当事業所が行う特定計量証明事業の品質管理及び内部監査の実施についての責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

- (1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。
- (2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。
- 2 計量証明用設備の名称、性能、仕様及び数量は別紙2のとおりとする。
- 3 別紙2に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(設置及び保管)

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他の影響の少ない場所に設置、保管するものとし、必要な事項について細則で定めるものとする。

(検査及び整備)

第6条 計量証明用設備は、別途細則により設備の種類ごとに定められた方法により、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合にはこれを使用する。

第4章 特定計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、対象物質ごとに関係法令、日本工業規格等、国が定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えておくものとする。

2 前項の定めがないもの又は前項の方法で測定できないものにあっては、認定機関の承認を得た適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 特定計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

第8条 特定計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であって、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること（以下「外注等」という。）が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 特定計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合の必要な事項は別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、事業者及び計量管理者が押印する。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の名称、所在地、認定番号及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量の方法
- (9) 計量の結果

(10) 当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行わせた場合にあっては、次に掲げる事項

ア 当該工程の具体的な内容

イ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

(11) その他必要な事項（試料の由来等）

2 計量法第110条の2第1項の標章又は第121条の3第1項の標章を付す場合は次のとおりとする。

(1) 標章を付す場所は〇〇〇〇の位置（または別紙で示す場所）とする。

(2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める。

※事項の例：一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

（計量の記録及び保存期間）

第11条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

（計量証明書の保存）

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第8章 社会的責任

（社会的責任の保持）

第13条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る特定濃度の計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

（その他）

第14条 その他、特定計量証明事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

（注）第10条第1項ただし書き、第11条なお書き及び第12条なお書きは、該当する場合に記載する。

附 則

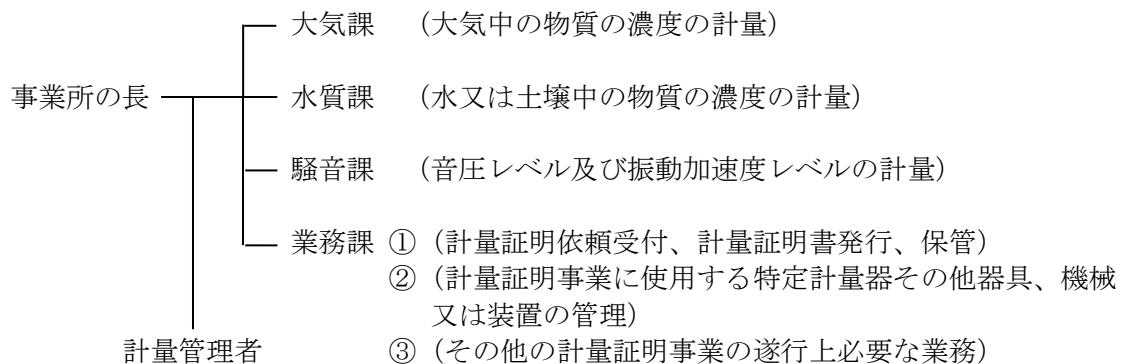
1 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日制定 ⇒ 届出書の提出日を記載

2 年 月 日改定

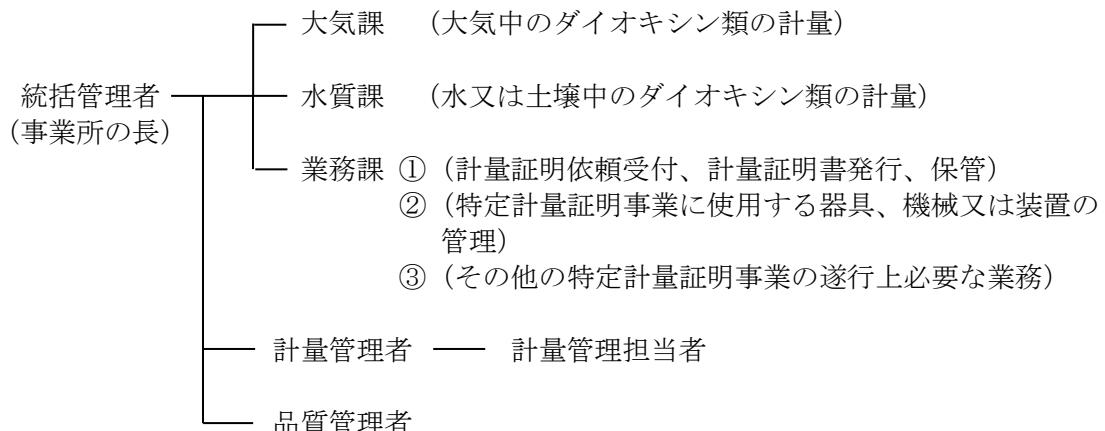
3 年 月 日改定

16-1 事業規程 記載例（別紙1）

1-1 濃度・音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業組織図（例）



1-2 特定濃度に係る計量証明事業組織図（例）



※第10条第2項の標章を付す場所（例）

発行番号 ○○○○ - ○○ 号
発行年月日 ○○○○年○○月○○日



様

(以 下 略)

16-2 事業規程 記載例（別紙2）

計量証明用設備一覧表（例）

台帳番号	設備名	数量	器物番号	製造事業者名、型式及び性能又は仕様	設備保管場所
【例1】					
○○○	分光光度計	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ 波長範囲 200～1100nm	水質分析室
○○○	原子吸光光度計	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ 波長範囲 190～900nm	水質分析室
○○○	高速液体クロマトグラフ	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ 波長範囲 195～700nm UV-VIS 検出器付	水質分析室
○○○	直示天びん	2	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ ひょう量 160g 感量 0.1mg	大気分析室
【例2】					
○○○ ○○○ ○○○	普通騒音計 (マイクロфон)	3	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 周波数範囲 31.5～8,000Hz	騒音分析室
○○○	振動レベル計 (ピックアップ)	3	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 周波数範囲 1～90Hz	騒音分析室
○○○	音圧レベル校正器	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 発生周波数 250Hz ±1% 校正精度 ± 0.15dB	騒音分析室
○○○	レベルレコーダー	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 周波数範囲 1～20,000Hz 記録レベル範囲 50dB	騒音分析室

備考

- 事業区分（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル、特定濃度）ごとに作成すること。
- ガラス電極式水素イオン濃度計は、指示計と検出器を区分して記載すること。
- 騒音計のマイクロфон、振動計レベル計はピックアップも（ ）書で記載すること。
- 使用する特定計量器（pH計等）に必要な標準液、標準ガスも記載すること。
- 特定計量器以外の計量器に使用する標準液（金属標準液）等も記載すること。

【様式 1】

計量証明事業概要(例)

氏名又は名称 及び代表者名								
住所 電話番号	〒一 ☎ ()							
事業所の所在地 電話番号	〒一 ☎ ()							
事業案内 及び証明事業目標	(行っている事業の概要を記載します)							
証明事業割合	(計量証明事業売上／会社全体売上の概算)%			当該従業員数		(パート・アルバイトを除く計量証明事業従事者)人		
年間計量証明 予定件数 (申請区分に係るもの を記載)	濃度			特定濃度			音圧 レベル	振動 加速度 レベル
	大気	水質	土壤	大気	水質	土壤		
	件	件	件	件	件	件	件	
計量の対象 (申請区分に係るもの を記載、 濃度、特定濃度は対象 物質名を記載 音圧レベル及び振動加 速度レベルは測定対象 を記載)	濃度	大気						
		水又は土壤						
	特定濃度	大気						
		水又は土壤						
	音圧レベル							
振動加速度レベル								
担当部署								
担当者名								
電話								
FAX								
電子メールアドレス								

備考 「計量の対象」の記載については当該申請区分に係るものを記載すること。また、濃度及び特定濃度は対象物質名を記載し、音圧レベル及び振動加速度レベルは測定対象を記載すること。

【様式 2】

計量証明対象物質の計量方法と計量機器又は装置一覧表（例）

対象分野：濃度（大気）

計量証明 対象物質名	計量証明の基準となる計量の方法		測定・分析に応じて必要 となる設備等
窒素酸化物	S46. 6. 22 厚生省・通産省令第1号 大気汚染防止法施行規則 別表第3の2	JIS K 0104:2011 -5.3 イオンクロマトグラフ法	イオンクロマトグラフ
	S57. 3. 29 環境庁告示第48号 窒素酸化物の測定法	JIS K 0104:2011 -5.4 PDS法	
		JIS K 0104:2011 -b JIS B 7982:2002 -5.4.2 化学発光方式	窒素酸化物自動測定器
ばいじん	S46. 6. 22 厚生省・通産省令第1号 大気汚染防止法施行規則 別表第2	JIS Z 8808:1995	

対象分野：濃度（水又は土壤）

計量証明 対象物質名	計量証明の基準となる計量の方法		測定・分析に応じて必要 となる設備等
pH	S46. 12. 28 環境省告示第59号 水質汚濁に係る環境基準について	JIS K 0102:2016 -12.1 ガラス電極法	ガラス電極式水素イオン濃度指示計 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
浮遊物質量 (SS)	S46. 12. 28 環境庁告示第59号 水質汚濁に係る環境基準について	付表8 ろ過重量法	
鉛及びその 化合物	S49. 9. 30 環境庁告示第64号 排水基準を定める省令の規程に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	JIS K 0102:2016 -54.3 ICP発光分光分析法	ICP発光分析装置

備考

- 対象物質名ごとに、計量の方法及び使用する分析機器・装置名を記載してください。
- 対象物質名は、正確に記載すること。不明確な略号は用いないこと。
- 測定・分析方法は、特定できるように記載すること。

「計量証明の基準となる測定・分析方法」の欄にはJIS規格、環境省等から出されている法令・告示類について上記例の様に次の事柄を記載して下さい。また、複数の分析方法が規程されている場合はそのすべての方法を記載してください。

(1) 法令・告示類：制定年月日、名称、分析方法

(2) JIS規格：番号、制定年、規格内で使用する箇所の枝番号及びその分析方法（別表等）

- 設備等は、使用する分析機器・装置・検出器名を具体的に記載してください。ただし、手分析で行う場合は記載を要しません。

【様式 3】

計量証明用設備一覧表（例）

台帳番号	設備名	数量	器物番号	製造事業者名、型式及び性能又は仕様	設備保管場所
【例 1】					
○○○	分光光度計	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ 波長範囲 200～1100nm	水質分析室
○○○	原子吸光光度計	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ 波長範囲 190～900nm	水質分析室
○○○	高速液体クロマトグラフ	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ 波長範囲 195～700nm UV-VIS 検出器付	水質分析室
○○○	直示天びん	2	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	(株) ○○○○○ △△-△△ ひょう量 160g 感量 0.1mg	大気分析室
【例 2】					
○○○ ○○○ ○○○	普通騒音計 (マイクロфон)	3	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 周波数範囲 31.5～8,000Hz	騒音分析室
○○○	振動レベル計 (ピックアップ)	3	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 周波数範囲 1～90Hz	騒音分析室
○○○	音圧レベル校正器	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 発生周波数 250Hz ±1% 校正精度 ± 0.15dB	騒音分析室
○○○	レベルレコーダー	1	XXXXXXXXXX	(株) ○○○ △△-△△ 周波数範囲 1～20,000Hz 記録レベル範囲 50dB	騒音分析室

備考

- 事業区分（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル、特定濃度）ごとに作成すること。
- ガラス電極式水素イオン濃度計は、指示計と検出器を区分して記載すること。
- 騒音計のマイクロфон、振動計レベル計はピックアップも（ ）書で記載すること。
- 使用する特定計量器（pH計等）に必要な標準液、標準ガスも記載すること。
- 特定計量器以外の計量器に使用する標準液（金属標準液）等も記載すること。

【様式 4】

発行番号 ○○○○-○○ 号
発行年月 ○○○○年○○月○○日



計量証明書(濃度例)

押印：民事訴訟法 228 条-4
文書はその成立が真正であることを
証明しなければならない。
私文書は、本人または代理人の署名
または押印があるとき真正に成立し
たものと推定する。

代表者名・印、登録番号
は、あることが望まし

石川県知事登録 計量証明事業 濃度 第○○○号

計量証明事業者

住 所 〒000-0000 **社印** 石川県金沢市鞍月 1-1
名 称 ○○○○○株式会社
代表者氏名 石川 太郎

印

計量証明事業所

所 在 地 〒000-0000 金沢市直江南 2-1
事 業 所 名 ○○○○○支店
環境計量士 金沢 次郎
登録番号 濃度 第○○○○○号

印

受付日：
受付方法：
採取者：
採取日：～
採取時刻：
天候：
温度： 気温・水温 ℃
試料名：
採取場所：

ご依頼による濃度に係る計量の結果を下記のとおり証明いたします。

計量の対象	計量の結果	単位	計量の方法	下限値
水素イオン濃度 (pH)		pH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—
生物化学的酸素消費量 (BOD)		mg/L	JIS K0102 21 (DO : JIS K0102. 32.1 よう素滴定法)	0.5
*大腸菌群数		MPN/100mL	昭 46 環告第 59 号別表 2 最確数による定量法	0

備考 *印については計量証明対象外物質である。

【工程の一部を外部委託】

委託業務内容：×~~~~~×

委託先 事業者名△~~~~~△ 住所□~~~~~□

事業者△○○~~~~~○

事業所名▽~~~~~△ 住所☆~~~~~☆

事業所△○○~~~~~○

委託先が発行した計量証明書を添付すること。

【様式 5】

発行番号 ○○○○一〇〇 号
発行年月日 ○○○○年○○月○○日



計

量 証 明 書 (音圧レベル例)

押印：民事訴訟法 228 条-4
文書はその成立が真正であることを証明しなければならない。
私文書は、本人または代理人の署名または押印があるとき真正に成立したものと推定する。

代表者名・印、登録番号
は、あることが望まし

石川県知事登録 計量証明事業 音圧レベル 第〇〇〇号

計量証明事業者

住 所 〒000-0000 石川県金沢市鞍月 1-1
名 称 ○○○○○株式会社
代表者氏名 石川 太郎

印

計量証明事業所

所 在 地 〒000-0000 金沢市直江南 2-1
事 業 所 名 ○○○○○支店
環境計量士 金沢 次郎
登録番号 騒音・振動 第〇〇〇〇〇号

印

受付日：
受付方法：
測定者：
測定日：～
測定時刻：～
天候：
温度・湿度： °C %
風速・風向・気圧： • •
測定場所：

ご依頼による音圧レベルに係る計量の結果を下記のとおり証明いたします。

計量の対象		騒音レベル (dB) (A)	参考値			測定 下限値
測定点 (位置及び高さ)	測定時刻		L 5 (A)	L 50 (A)	L 95 (A)	
	～					
	～					
	～					
	～					
計量の方法 (騒音レベルの決定方法)	JIS Z 8731					
備考：	<p>測定結果に付記すべき事項 測定機器・周波数特性・動特性・サンプリング間隔と回数・評価方法・騒音の特徴・防風スクリーン使用の有無など。</p>					

【様式 6】

発行番号 ○○○○一〇〇 号
発行年月日 ○○○○年○○月○○日



計

量 証 明 書 (振動加速度レベル例)

押印：民事訴訟法 228 条・4
文書はその成立が真正であることを
証明しなければならない。
私文書は、本人または代理人の署名
または押印があるとき真正に成立し
たものと推定する。

代表者名・印、登録番号
は、あることが望まし

石川県知事登録 計量証明事業 振動加速度レベル 第○○○号

受付日：
受付方法：
測定者：
測定日：～
測定時刻：～
天候：
温度・湿度： °C %
風速・風向・気圧： • •
測定場所：

計量証明事業者

住 所 〒000-0000 **社印** 石川県金沢市鞍月 1-1
名 称 ○○○○○株式会社
代表者氏名 石川 太郎

印

計量証明事業所

所 在 地 〒000-0000 金沢市直江南 2-1
事 業 所 名 ○○○○○支店
環境計量士 金沢 次郎
登録番号 驚音・振動 第○○○○○号

印

ご依頼による振動加速度レベルに係る計量の結果を下記のとおり証明いたします。

計量の対象		振動レベル (dB)	参考値			測定下限値					
測定位置	測定時刻		L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀						
	～										
	～										
	～										
	～										
計量の方法（振動加速度レベルの決定方法）		JIS Z 8735									
備考：											
測定結果に付記すべき事項 測定機器・測定方向・振動感覚補正回路・測定値の管理方法・振動 源の種類、形式・振動ピックアップの設置方法、地面の状態・防風 カバー使用の有無など。											

【様式 7】

計量証明事業登録申請書

年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。

記

1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号

2 事業の区分

3 事業所の所在地

4 計量証明に使用する特定計量器その他器具、機械又は装置の名称、性能及び数

5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第40条第3項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

備考

1. 第2項の事項は、濃度の計量証明の事業にあっては、大気又は水及び土壤の別についても記載して下さい。
2. 第4項の事項は、別紙に記載して下さい。

誓 約 書

私(はじめ当社役員)は、下記の計量証明の事業の欠格事由(計量法第114条において準用する計量法第92条第1項)各号に該当していないことを誓約します。

記

- 一 計量法または計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 二 計量法第113条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号の1つに該当する者があるもの

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名
(代表者の氏名)

【様式 9】

事 業 所 内 の 図 面	
名 称	
所在地	

【様式 10】

登録証再交付申請書

年　月　日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

計量法施行規則第46条第1項の規定により、次のとおり計量証明の事業の登録証の再交付を受けたいので、登録証を失った事実を記載した書面を添えて、申請します。

記

1 登録の年月日及び登録番号

2 事業の区分

3 再交付申請の事由

【様式 11】

事 業 規 程 届 出 書

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

計量法第110条第1項前段の規定により、事業規程を作成しましたので、
別紙のとおり届け出ます。

【様式12】

事業規程変更届出書

年　月　日

石川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

次のとおり、事業規程を変更したので、計量法第110条第1項前段の規定により、別添のとおり届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

2 変更のあった事項

3 変更のあった事由

【様式 1 3】

登録申請書記載事項変更届

年　　月　　日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

次のとおり、変更があったので、計量法第 114 条において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

2 変更のあった事項

3 変更の事由

備考

1. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載して下さい。

【様式 14】

事 業 譲 渡 証 明 書

年 月 日

石川県知事 殿

譲渡者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

譲受者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

上記の者の間で下記の計量証明の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

1 事業の区分

2 登録の年月日及び登録番号

3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

4 工場及び事業場等の所在地

【様式 15】

事 業 承 繼 証 明 書

年 月 日

石川県知事 殿

被承継者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

承継者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

上記の者の間で下記の計量証明の事業の全部が 年 月 日に承継されたことを証明します。

記

1 事業の区分

2 登録の年月日及び登録番号

3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

4 工場及び事業場等の所在地

【様式 16】

相続証明書

石川県知事 殿

住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

上記の者は、 の相続人であり、計量証明の事業を 年 月
日に承継したことを証明します。

年 月 日

証明者 住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

備考

1. 証明者は 2 人以上とし、全員が署名すること。

【様式 17】

事業承継同意証明書

石川県知事 殿

住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

上記の者は、
の相続人であり、かつ相続人全員の同意により計量証明
の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相続人 住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

備考

1. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式 18】

事 業 廃 止 届

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

下記の計量証明の事業は、 年 月 日に廃止したので、計量法第 114 条において準用する第 65 条の規定により、届け出ます。

記

1 事業の区分

2 登録の年月日及び登録番号

3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

4 工場又は事業場等の所在地

【様式 19】

計量証明事業者報告書

年　月　日

石川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

年度	登録の年月日 及び登録番号		整理番号
事業所の所在地			
事業の区分	証 明 件 数	備 考	
長さ			
質量			
面積			
体積			
熱量			
濃度	大気		
	水		
	土壤		
特定濃度	大気		
	水		
	土壤		
音圧レベル			
振動加速度 レベル			

備考

1. 整理番号の欄は、記入しないこと。

【様式 20】

登録簿謄本交付(閲覧)請求書

年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

次のとおり、登録簿の謄本の交付(閲覧)を請求します。

記

1 登録計量証明事業者の氏名又は名称及び住所

2 登録の年月日

3 登録番号

4 事業の区分

5 事業所の所在地

6 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その数

備考

- 1から5までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。
ただし、不明の場合はこの限りでない。

【参考様式 1】

計量証明用設備管理区分表（例）

設備名	設備 管理台帳	始業 点検簿	使用 記録	定期点検（性能試 験）	検定 ・検査
【例 1】					
分光光度計	有(1台ごと)	有	有	有	
原子吸光光度計	有(1台ごと)	有	有	有	
高速液体クロマトグラム	有(1台ごと)	有	有		
直示天びん	有(1台ごと)	有	有	有（性能試験有）	有（検査）
純水製造装置	有	有		有	
ドラフト	有	有		有	

【例 2】

普通騒音計	有(1台ごと)	有	有	有	有（検査）
精密騒音計	有(1台ごと)	有	有	有	有（検査）
音圧レベル校正器	有(1台ごと)	有	有	有（性能試験有）	
レベルレコーダー	有(1台ごと)	有	有	有（性能試験有）	

【参考様式2】

設 備 管 理 台 帳 (例)

台帳番号 :			
設 備 名			
製 造 事 業 者 名			
形 式 名・性 能・仕 様			
取 得 年 月 日	年 月 日	器 物 番 号	
付属品・オプション・消耗品等			

計量管理明細（項目） 点検整備・検定・検査・修理・その他

年 月 日	実 施 内 容	設備管理管理者 印	計量管理者 印
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			
/ /			

※計量証明検査、定期点検及び清掃等を行った場合は必ず記録する。

【参考様式3】

設備使用始業点検記録簿（例）

設備名 (主な付属品)	製造事業者名	形式名(型式承認番号) 性能・仕様	器物番号	台帳番号
ガラス電極式 水素イオン濃度計	X ~~~~~~ X	X-----X (n-----n) pH 0~14	x ----- x	

使用年月日	使用時間・内容	点検項目別点検結果	異常時の対処等	点検者印
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
/ /	: ~ : ()			
検印	設備管理責任者		計量管理者	

【参考様式4】

設備始業点検基準（例）

設備名	原子吸光光度計	器物番号		台帳番号	
-----	---------	------	--	------	--

対象部分	点検方法	点検基準	異常時の対処等
外観	目視	①汚れ・損傷がない	酷い場合交換・修理
光源	目視 操作	②点灯する ③電流値設定ができる	ランプの寿命を確認して交換
光源系 (ランプ等)	操作 操作	④スリットがスムーズに動く ⑤波長調節ができる	調節不可は修理
冷却水	目視	⑥汚れ・詰まりがない	部品を交換
バーナー周辺	目視 目視・聴音 操作 目視	⑦炎の形状が一定である ⑧ネプライザの吸込み良好 ⑨ステージが調節できる ⑩ドレン排出良好	スロットの清掃等 汚れ等除去 調節不可は修理 汚れ等除去
ガス系	目視・操作 目視・操作	⑪漏れがなく調節可能 ⑫ガス圧・流量が適切	部品交換・調節不可は修理 調節不可は修理
コンプレッサー	目視・操作	⑬ストッパー、ドレン、潤滑油、 フィルター等の異常有無	部品交換・調節不可は修理
記録計	目視	⑭正確に動作すること	調節不可は修理
付属品・消耗品	目視	⑮付属品・消耗品があること	欠品は早急に購入
オプション	目視	⑯オプション部品の確認	欠品は必要に応じて購入

【参考様式5】

設備定期点検基準（例）

設備名	原子吸光光度計
-----	---------

対象項目	実施方法	点検周期	点検基準	異常時の対処等
1. 波長表示 ○表示値の正確さ ○表示値の再現性	銅標準液（2 mg/L）で確認〔324.8nm〕 同上	6 カ月	± 1 nm以内 ± 0.5 nm以内	届出製造・修理事業者等に修理依頼
2. 再現性	同一条件でゼロ校正液、スパン校正液を交互に3回導入して、両測定値の差の平均値から偏差を求める	6 カ月	全目盛り長さの± 3 %以内	届出製造・修理事業者等に修理依頼
3. 安定性 ○ゼロドリフト ○スパンドリフト ○指示値のふらつき	所定のゼロ校正液で確認（濃硝酸5mLに蒸留水を加え、1000mLとしたものを用いる） 所定のスパン校正液で確認 所定のスパン校正液で確認	6 カ月	吸光度0.01相当以下 (3分間で) 全目盛り長さの± 3 %以内 (3分間で) 全目盛り長さの± 3 %以内	届出製造・修理事業者等に修理依頼
4. 応答性	70%変化に要する時間を測定（吸光度ゼロ又は透過率100%に合わせ、光を遮ってからの時間を示す）	6 カ月	最も早い応答速度が2秒以内	届出製造・修理事業者等に修理依頼
5. 器差	ゼロ校正液とCd、Cu、Cr、Pb等のスパン校正液で予め検量線を作成し、スパン校正液の中間点付近濃度の指示誤差を調べる	6 カ月	全目盛り長さの± 5 %以内	届出製造・修理事業者等に修理依頼

【参考様式6】

設備定期点検結果表（観測紙）（例）

設備名	製造事業者名	形式名	台帳番号
普通騒音計			
点検日	年　月　日	点検者	

対象項目	点検基準	点検結果（実測値）	判定	異常時の対処等
音圧レベル検査	ピストンホンの基準音 (84, 94, 114dB) 周波数 Hzに対し±1.5dB 内	(基準値 dB) dB (1回目)	合・否	○修理
繰り返し性検査	±1.5dB 以内	(2回目) dB (3回目) dB dB	合・否	○修理
検印	設備管理責任者		計量管理者	

【参考様式7】

標準物質管理基準（例）

品目	保存容器	保管方法・場所	使用期限	使用方法 (その他)
pH標準液	ポリエチレン容器	密閉 冷暗所保管	有効期限の表記 が無い場合は、 購入日より6カ 月を目安とす る。	保存容器から分 取した標準液 は、元の容器に 戻さないこと。

【参考様式8】

標準物質使用記録簿（例）

監理番号：				
物 質 名				
容 器 ・ 容 量				
製 造 事 業 者 名				
取 得 年 月 日	年 月 日	製 造 番 号		
製 品 規 格 等				

調整日(開封日)	容器No.	使用目的・調整濃度及び ファクター・含有量等 (Lot No.)	使用期限	調整者 又は 開封者
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
/ /			/ / 日迄	
検印	試薬等管理責任者		計量管理者	

(記録保存期間：2年) +++++++

【参考様式9】

○○○○年度 教育・訓練計画（例）

氏名

受講日	場所	主催・講師等	受講内容

決裁欄			
事業所長		計量管理者	

【参考様式 10】

講習会参加・会議等記録報告書（例）

講習会・会議名				報告日	年　月　日
開催日 及び時間	年　月　日 (時間　：～：)			報告者	
主催				参加者	
開催場所					
(内　容)					
[関連資料・テキストの有無（ ）]					
(問題点・対応・方針等)					
(所見・措置)					

検印	事業所長	計量管理者	担当者	報告者

(記録保存期間 5 年)

使用料（手数料）納入票

申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
		款	項	目	節	附記
年度・会計	年 度 一 般 会 計	※ 金 額				
		※ 納 人	住 所			
	氏 名					

(証紙はりつけ欄)

- 注 意
- 1 証紙はり付け欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
 - 2 ※印箇所は、納人が記入してください。（申請書等と同時に提出する場合は住所の記入を省略できます。）
 - 3 国の収入印紙と混同しないでください。
 - 4 自己の印章等で割印しないでください。
 - 5 証紙は、北国銀行支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。